

最良執行方針等に係る制度変更に伴う弊社「最良執行方針」の一部改定について

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて早速ではございますが、金融商品取引法の改正により最良執行方針等に係る制度が変更され、2024年1月以降、金融商品取引業者は原則として個人投資家のお客様に対してはより価格を重視した最良執行方針とするか、価格以外の事項（約定可能性等）を重視した最良執行方針とする場合にはその旨等を各社の定める「最良執行方針」上で公表することとなりました。

これを受けて弊社では、2025年を目途に、個人・法人のお客様からいただいた国内上場株式等の売買注文の執行に際して、SOR（スマート・オーダー・ルーティング。（注）参照）を導入する方針で対応を進めております。このため、2024年1月からシステム対応が整うまでの間は、これまでと同様の方針に基づいて執行を行うこととし、2024年1月1日からの「最良執行方針」にもその旨を明記いたしますので、ご案内申し上げます。

（注）「SOR（スマート・オーダー・ルーティング）」とは、複数の金融商品取引所やPTS（私設取引システム*）の気配情報を比較し、執行価格が最良となるよう自動的に売買注文を執行することをいいます。SORを利用することにより、複数の取引施設の気配情報を取得・比較し、全体として最良の約定価格となるよう取引施設に注文を分割して執行することができ、より有利な価格で約定できる可能性があります。

※ PTS（Proprietary Trading System）とは、コンピュータシステムを利用して、同時に多数の者を相手に、有価証券の売買等を組織的に行うもので、金融商品取引業者が運営し、金融商品取引所と類似の機能を持っています。

「最良執行方針」新旧対照表

（下線部変更）

新	旧
<p style="text-align: center;">【最良執行方針】</p> <p>弊社は、2025年を目途に、弊社の定める銘柄についてSOR（※）による執行を行うため、システム対応等の準備を進めております。SORによる執行を開始するまでの間は、最も流動性の高い金融商品取引所において執行することがお客様にとって合理的であると考えられることから、これまでと同様、次に掲げる方針に基づいて執行いたします。</p> <p>（※）「SOR」とは、「Smart Order Routing」の略で、複数の金融商品取引所及びPTSの気配情報を比較し、執行価格が最良となるよう売買注文を執行することをいいます。</p> <p>（同右）</p>	<p style="text-align: center;">【最良執行方針】</p> <p>（新設）</p> <p>1.～2. （略）</p>

新	旧
<p>3.当該方法を選択する理由 お客様の注文を執行するにあたっては、複数の十分な流動性のある金融商品取引所及びPTSの気配を比較し、極力お客様に有利な価格で約定できる機会を探ることが最良の執行結果を得るためには合理的と考えられます。しかしながら、このような執行を行うためにはシステム対応等に一定の期間を要するため、それまでの間は、多くの投資家の需要が集中している金融商品取引所において執行することが、価格の透明性、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れており、お客様にとって合理的であると判断し、当該方法を選択します。また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所において執行することが、上記同様、お客様にとって合理的であると判断し、当該方法を選択します。</p> <p>4.その他 (1) (略) (2) <u>各銘柄が上場する金融商品取引所、通信回線業者または弊社のシステムの障害により当該金融商品取引所への取次ぎが行えない場合、金融商品取引所への取次ぎを停止します。その他、システム障害等により、やむを得ず、上記2.及び(1)に定める方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(同右) 以上</p> <p>2024年1月</p> <p><u>弊社では、別途、グローバル・マーケットに口座を開設されている法人のお客様向けの最良執行方針を定め、ホームページ上で公表しております。</u></p>	<p>3.当該方法を選択する理由 金融商品取引所には多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、多くの場合、価格の透明性、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所において執行することが、上記同様、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>4.その他 (1) (略) (2) システム障害等により、やむを得ず、上記2.及び(1)に定める方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(以下、略) 以上</p> <p>2018年4月</p> <p>(新設)</p>

以上